



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ アジア法律雑誌 ALB が「Top 30 China Domestic」ランキング発表 隆安は 12 位		
■ 隆安権鮮枝弁護士がアジア「1st Annual Virtual Global Networking Event」を主催		
隆安朗報	-----	1
■ 隆安が河南**医療会社を代理し、知的財産権をめぐる売買契約紛争事件で勝訴		
中国知財ニュース	-----	1
■ 中国著作権法改正が可決され 2021 年 6 月 1 日から施行		
■ 国家知的財産局：専利法実施細則改正案（意見募集稿）の公示と意見募集		
■ 最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定		
隆安 2019 年度知財十五大代表判例—第 13—15 案	-----	3
■ 北京易起玩ネットワーク科技有限公司 VS 張玉玲実用新案権譲渡契約紛争事件		
■ 湖北稻花香酒業股フン有限公司 VS 国家知識産権局の商標拒絶不服審決取消訴訟		
■ アメリカ**公司 VS 山東**デザイン有限公司のソフトウェア著作権侵害事件		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

■ アジア法律雑誌 ALB が「Top 30 China Domestic」ランキング発表 隆安は 12 位

アジア法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) は 2020 年「Top 30 China Domestic」を発表した。隆安法律事務所は、中国最大規模の総合法律事務所の一つとして、優れた専門性、卓越した総合力との業界評価により「Top 30 China Domestic」ランキング 12 位を獲得した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/HsvKqMv07Q0ak3kqU5PUEQ>

■ 隆安権鮮枝弁護士がアジア「1st Annual Virtual Global Networking Event」を主催

新型コロナの影響で、AIPLA Women in IP (WIP) 委員会は第 13 回「AIPLA Women in IP Global Networking Event」をオンラインで開催することを決めた。2020 年 9 月、隆安シニアパートナーの権鮮枝弁護士は、AIPLA Women in IP Global Networking Event のアジア地域代表として、アジア「1st Annual Virtual Global Networking Event」を主催した。初の AIPLA アジアバーチャルイベントにも関わらず、計 8 カ国、13 都市から申し込みがあり、参加者数が 500 名を超える規模となり、大盛況であった。

イベントにご興味をお持ちの方は、ぜひ 2021 年 AIPLA Women in IP Global Networking Even のシティ・スポンサーにご応募ください。イベントの詳細と登録方法については下記のメールにお問い合わせください。メールアドレス：quanxz@longanlaw.com

<https://mp.weixin.qq.com/s/86WZcErbBUXoNMrTACDNYA>

隆安朗報

■ 隆安が河南**医療公司を代理し、知的財産権をめぐる売買契約紛争事件で勝訴

河南**医療公司（被告）は 2016 年 1 月 9 日に北京**科技有限公司（原告）と「業務提携契約」を締結し、被告が原告からレーザー磁場理学療法計を購入することを約束した。更に、2017 年 3 月、「登録指導¹及び部品購入協議」に関する契約書を締結し、「レーザー磁場理学療法装置」シリーズ等、登録した製品の全部品を原告から購入することを約束した。その後、原告は、被告が食品医薬品監督管理部門に登録し、医療機器登録証明書を取得した後、原告の部品を購入せず第三者から部品を購入する行為は契約違反であると主張し、河南省内黄県裁判所に訴え、技術譲渡費用 100 万元の賠償を要求した。

隆安権鮮枝弁護士と袁永軍弁護士は、被告を代理し、綿密な証拠収集と論証により、裁判所の支持を得て勝訴した。一審裁判所は、原告が被告に 100 万元の賠償を請求するには証拠が足りないと判断し、原告の請求を棄却した。二審裁判所は一審判決を維持した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/QJgAF78Uw4akungjZsnXqw>

中国知財ニュース

■ 中国著作権法改正が可決され 2021 年 6 月 1 日から施行

2020 年 11 月 11 日に第 13 期全人代常務委員会第 23 回会議にて著作権法の改正に関する決議案が採択され、2021 年 6 月 1 日から施行されることになった。

今回の改正ポイントの例：

1. 違法コストの大幅な引き上げ。故意に権利侵害し情状が深刻な場合、1 倍以上 5 倍以下の懲罰的損害賠償を適用することができる。権利者の損害、侵害者の違法所得、権利使用料の算定が困難な場合、裁判所は、状況に応じ 500 元以上 500 万元以下の賠償金の支払いを命じることができる。

¹ 「医療器械監督管理条例」の規定によると、「レーザー磁場理学療法装置」は第 2 類医療器械製品であり、上市販売にあたって、食品医薬品監督管理部門に登録する必要がある。

2. 著作物の種類における「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を合わせて「視聴著作物」に改正
3. 著作物としての保護を受けない対象の「時事報道」を「単なる事実のニュース」に変更
4. 公衆送信権の範囲拡大。インターネットライブ中継中に他人の著作権を侵害する事件に対応するために情報ネットワーク送信権と公衆送信権を調整した。
5. 共同著作物の著作権行使方法を明確化

https://mp.weixin.qq.com/s/iPlhepS_Lcz2A_LtY0gDw

■ 国家知的財産局：専利法実施細則改正案(意見募集稿)の公示と意見募集

2020年11月27日、国家知的財産局が「専利法実施細則改正案(意見募集稿)」を公布し、パブリックコメント募集を開始した。2021年1月11日までに、メール、FAXまたは郵送で意見を提出することができる。

メールアドレス：tiaofasi@cnipa.gov.cn

FAX：010-62083681

郵送先：〒100088 北京市海安區西土城路6号国家知的財産局条法司審査政策一処

(封筒の左下隅に「専利法実施細則」と明記してください。)

今回専利法実施細則の改正は主に以下2つの内容が含まれている：

1. 2021年6月1日から施行される新専利法に伴う改正、例えば
 - 特許権が付与されるまでの期間の補償の請求期間、出願人側の理由による不合理な遅延に該当する場合、医薬品特許に係る期間補償の請求要件、医薬品の範囲・保護範囲などに関する規則。
 - 部分意匠、意匠の国内優先権に関する規則。
 - 開放許諾の申立手続及び申立内容の要件、開放許諾の申立てが公告に付されない場合の要件、開放許諾の申立撤回の手続及び効力発生時期、開放許諾が成立した後の届出の手続及び証明資料などに関する規則。
2. 実務上の必要による改善
 - 加盟が予定されているハーグ協定による国際意匠出願の定義、国際意匠出願の出願日、効力発生日の認定などに関する規則。
 - 感染症等の緊急事態に対応するための職権による期間の延長に関する規則。
 - 行政による保護の改善強化のための改正。特許紛争に係る行政調停契約の司法による確認などの内容の追加に関する規則。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html

■ 最高裁：知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定

2020年11月16日、最高裁により、「知的財産権の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」(以下は「知財証拠規定」という)が公布され、2020年11月18日から施行される。

「知財証拠規定」は全33条からなり、証拠提出、証明妨害、証拠保全、司法鑑定など、知的財産権の司法裁判における証拠に関する重要な規定を充実させ、権利者の立証負担を軽減させた。

今回の改正ポイントの例

- 知財関連の民事訴訟における当事者における「立証困難」に対する具体的な措置
「当事者が自分の主張について立証責任を負う」との基礎を堅守する上で、「知財証拠規定」第2条は、民事訴訟法第65条の「裁判所は当事者の主張と事件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠及びその期限を確定する。」との規定に対して、更に細かく規定し、より明確にした。また、裁判所は当事者の主張及び証明されていない事実、当事者における証拠の保持状況、立証能力などに基づき、関連証拠の提出を求めることができる。更に、裁判所は当事者が積極的に立証することを促すよう、証拠を持つ当事者の立証義務を明確にした。

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

知財民事訴訟事件において、契約書等の文書のほか、電子データ、視聴覚資料、その他検証物等の証拠もよく見られ、重要証拠となることもある。故に、「知財証拠規定」第24条は『「中国民事訴訟法」の適用に関する最高裁の解釈』第112条に規定された文書提出規定に加え、裁判所は、裁定などの司法手段により、文書だけでなく、その他の種類の証拠を提出することを当事者に命ずることができると規定した。

● 証拠保全について

実務上、多発している証拠保全妨害行為を回避するため、「知財証拠規定」第13条、14条には、当事者が正当な理由なく、証拠保全に協力しない、または証拠保全を妨害し、証拠保全措置が取れなくなった場合、あるいは保全措置が取られた証拠を破壊した場合、裁判所は、その当事者に不利な結果を負わせるよう命じることができることを明らかにした。また、関連行為が民事訴訟法第111条に規定された「重要な証拠を偽造又は隠滅し」、「既に法的効力が生じた裁判所の判決又は裁定の履行を拒絶する」等の行為に該当する場合、裁判所は、強制措置を取ることができる。

<https://mp.weixin.qq.com/s/SQLIdNqZ4EJKOZOVLiFnYA>

隆安 2019 年度知財十五大代表判例—第 13—15 案

■ 北京易起玩ネットワーク科技有限公司 VS 張玉玲實用新案權讓渡契約紛争事件

[事件概要]

北京易起玩ネットワーク科技有限公司（原告）は、張玉玲（被告）と某技術の實用新案權の讓渡契約を締結した。後に原告は、第三者が当該實用新案權の所有權を主張したことを理由に裁判所に訴え、被告に契約解除、讓渡費用の返還及び經濟的損失の賠償を要求した。隆安は被告を代理し、係争實用新案の考案者が各会社での仕事や投資状況などに関して詳細な調査を行い、係争實用新案の帰屬を精確に特定することなど証明を通して、裁判所の支持を得た。その結果、原告の請求は全て棄却され、被告の權利を最大限に保護できた。

[入選理由]

本事件では、係争實用新案の考案者が二年以内に三つの会社に勤めたことがあり、各社がいずれも係争實用新案權は自分側に帰屬すると主張したため、權利帰屬の判定を難しくしていた。

本事件は、職務發明・自由發明・業務發明の區別方法、讓渡契約の効力、労使關係、株式投資など多方面の法律問題に及んでいる。

<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZOBXSK4/index.html?docId=7d54b565e7884fc9a8e2aae0002b77eb>

■ 湖北稻花香酒業股フ有限公司 VS 國家知識產權局的商標拒絕不服審決取消訴訟

[事件概要]

国知局は、稻花香公司出願の「稻花香生態」商標が商標法第10条第1項第(7)号(欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの)に該当することを理由に、拒絕査定を維持する審決を下した。隆安は、稻花香公司を代理して裁判所に訴え、この訴えに対して裁判所は、国知局に対し2件の審決の取消しと不服審判の再審理を命じた。現在、上述2件の商標がすでに予備的査定公告されている。

[入選理由]

他の数百件の「生態」を含む商標は全て拒絕されたが、隆安はクライアントを代理して勝訴を勝ち取った。本事件は、北京知財裁判所が商標の權利付与・權利確定に係わる訴訟において、「生態」を含む商標が商標法第10条第1項第(7)号の規定に該当しないと判断した初の判例である。

<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181107ANFZOBXSK4/index.html?docId=c9c69043902143ec941fab1a004d2978>

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京國際俱樂部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

■ アメリカ公司(原告)VS 山東**デザイン有限公司(被告)のソフトウェア著作権侵害事件****[事件概要]**

原告（隆安代理）は世界的に有名な図面作成ソフトウェア開発企業で、訴えの提起前に裁判所に証拠保全を申立てた。その結果、山東**公司には確かに侵害行為が存在することが判明し、裁判所に訴えた。一審裁判所は、被告による係争著作権の侵害を認めたが、確定した賠償金額に対して双方いずれも不服として上訴した。最高裁の審理過程で、双方は合意に達し調停結審した。

[入選理由]

本事件は当該アメリカ**公司の初の自訴事件となる。本事件は訴訟で始まったが、最終的に業務提携で当該紛争を解決できた。